

4・2 油濁被害の補償制度

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、CLC および 1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金設立に関する国際条約を改正する 1992 年の議定書 (FC) により被害者への賠償ならびに補償を行う制度が確立されている。

FC については国際油濁補償基金 (IOPCF) で対応が審議されており、2022 年 10 月会合では Agia Zoni II および Bow Jubail 号等の油濁事故に関するクレーム処理が審議された他、IOPCF の運営全般に関する事項について審議された。

2022 年 2 月から始まったロシアによるウクライナ侵攻による各国のロシア制裁に鑑み、2022 年 3 月の LEG109 では、ロシアの金融機関による条約上の補償支払い能力に疑義が生じるとの問題提起があり、旗国および条約証書発行国が当該補償支払い能力の可否を確認すべき旨のガイダンスが作成され、同月開催の IOPCF 会合でも同ガイダンスが回章された。

2022 年 12 月 5 日に G7/EU 等が導入したロシア産原油へのプライスキップ制度を受け、国際 P&I グループ (IG) 加盟クラブによるロシア産原油輸送 (石油製品は 2023 年 2 月 5 日以降) に対する保険付保は上限価格超過の場合困難となった。IOPCF は国際機関であるため各国の制裁および法律の適用は無いものの、制裁対象者への補償支払いには実務上の困難が生じる恐れがある。

また、制裁を回避するため違法な瀬取りや闇取引が横行すれば事故発生リスクが高まり、結果的に重大事故に繋がったり、また本来船主 (保険者) が支払う CLC で定められた補償額を基金が負担する場面も予想される。そのため 2022 年 10 月会合では、既にイラン産原油を理由に保険会社から油濁事故に係る補償支払いを拒否された事例が紹介されるなど、プライスキップ制度導入後は IOPCF として一層状況を注視するよう加盟国から注意喚起が行われた。